

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和2年4月13日、午後9時40分頃、君津市作木176番1地先で発生した事故。 相手方所有の小型乗用車が、走行中、道路に生じた陥没により横転し、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（小型乗用車の運転者・富津市在住） 個人（小型乗用車の同乗者の親権者・君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、小型乗用車の運転者に対し、687,751円を支払う。 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、小型乗用車の同乗者の親権者に対し、41,730円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和3年2月5日

令和3年2月17日提出

君津市長 石井宏子